

宮津市公報

令和5年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 21 宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例 1
- 22 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 12
- 23 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 13
- 24 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 19
- 25 宮津市個人情報保護法施行条例 23
- 26 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例 26
- 27 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例 28

規 則

- 20 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 42
- 21 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 42

告 示

- 119 宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱 42

公 告

- 46 令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第3次試験の合格者 43
- 47 農用地利用集積計画の縦覧 43
- 48 宮津市営住宅等の入居者の公募 43

教 育 委 員 会

- 《告 示》
18 宮津市教育委員会定例会の招集 44

選 挙 管 理 委 員 会

- 《告 示》
78 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表 44

農 業 委 員 会

- 《告 示》
12 宮津市農業委員会定例総会の招集 56

条 例

宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第21号

宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
(宮津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条—第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)
- 第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に改め、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めているものについては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)第19条の2第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「とする」を「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項を削る。

第5条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前3項の規定にかかわらず、60歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、行わない。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第20条第5項」を「第20条第6項」に改め、同項後段中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第22条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 宮津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
- 16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第6項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第6項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 別表第1再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

勤務職員 定年前再任用短時間	基 準 給料月額					
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

別表第2再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

勤務職員 定年前再任用短時間	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 228,000	円 274,500	円 328,500

(宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(宮津市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 宮津市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

第4条第1項中「第2条の2第1項第1号イ」を「第2条の2第2項第1号イ」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

2 給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに給与条例附則第14項の規定による降給とする」とする。

3 第4条第2項の規定は、給与条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「報酬の額」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、「減ずる」を「減じる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「第3号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第14条第2項の表第12条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第4項の項を削る。

第16条第2項の表中

「

第12条第2項	再任用短時間勤務職員
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員
第22条	再任用職員

を

」

「

第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員
第15条第2項	定年前再任用短時間勤務職員
第22条第2項	定年前再任用短時間勤務職員

に改める。

」

(宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(宮津市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 宮津市職員の再任用に関する条例(昭和30年条例第29号)は、廃止する。

(宮津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の宮津市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の宮津市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1

項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新定年条例第13条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員

が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第2条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後給与条例第4条の3の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用され

た職員をいう。以下この項及び次項並びに附則第15条及び第16条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後給与条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後給与条例第4条の3の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後給与条例第12条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後給与条例第20条第3項の規定を適用する。

7 改正後給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 宮津市一般職職員の給与に関する条例第5条第1項から第4項まで、第10条、第11条、第11条の3、第12条の2及び改正後給与条例第5条第6項から第8項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 前各項に定めるもののほか、改正後給与条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定を適用する。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項の規定を適用する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第22号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第23号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の部中1の項から87の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300

19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000

56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	

別表第2再任用職員以外の職員の部中1の項から83の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	166,500	182,500	299,800
2	168,000	184,600	302,400
3	169,500	186,700	305,200

4	171,000	189,000	307,700
5	172,700	191,000	310,200
6	174,600	193,000	312,300
7	176,400	195,100	314,600
8	178,200	197,300	316,700
9	180,000	199,500	318,900
10	182,100	202,100	321,200
11	184,100	204,700	323,600
12	186,000	207,400	326,100
13	187,900	210,000	328,500
14	190,100	211,800	330,500
15	192,200	213,400	332,400
16	194,300	215,100	334,600
17	196,500	216,900	336,400
18	198,900	218,500	338,600
19	201,400	220,300	340,700
20	203,700	221,900	342,700
21	206,200	223,700	344,900
22	207,800	225,600	346,700
23	209,500	227,600	348,500
24	211,300	229,500	350,100
25	212,800	231,000	351,900
26	214,200	233,000	353,700
27	215,800	235,100	355,600
28	217,300	237,100	357,500
29	219,100	238,900	359,400
30	220,800	241,600	361,200
31	222,500	244,400	362,900
32	224,200	247,100	364,800
33	225,500	249,700	366,100
34	227,200	252,600	367,900
35	228,900	255,200	369,400
36	230,600	257,900	371,200
37	232,000	260,300	373,100
38	233,700	262,700	374,700
39	235,500	265,200	376,000
40	237,200	267,400	377,600

41	238,800	270,000	378,700
42	240,500	272,300	380,100
43	242,100	274,500	381,500
44	243,700	276,600	383,100
45	245,300	278,700	384,500
46	246,800	280,900	386,100
47	248,100	283,100	387,700
48	249,500	285,000	389,200
49	250,600	287,300	390,600
50	251,900	289,100	392,200
51	253,300	291,000	393,700
52	254,500	292,800	395,100
53	255,600	294,300	396,300
54	257,000	296,400	397,600
55	258,000	298,400	398,800
56	259,000	300,600	399,900
57	260,200	302,600	401,300
58	261,200	305,100	402,500
59	262,300	307,300	403,700
60	263,400	309,900	405,000
61	264,600	312,200	406,200
62	265,300	314,600	407,300
63	266,200	316,900	408,700
64	266,800	319,100	410,000
65	267,800	321,300	411,200
66	269,200	323,100	412,300
67	270,400	324,700	413,500
68	271,700	326,400	414,600
69	273,200	328,300	415,700
70	274,700	330,400	416,900
71	276,000	332,500	418,100
72	277,400	334,600	419,300
73	278,300	336,700	419,900
74	279,300	338,800	420,700
75	280,500	341,000	421,400
76	281,500	343,300	421,900
77	282,700	345,000	422,200

78	283,700	346,900	422,600
79	284,900	348,600	423,100
80	285,800	350,500	423,500
81	287,100	352,300	423,800
82	287,900	354,100	424,200
83	288,900	355,500	424,600

別表第2の2中「375,000」を「376,000」に改める。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 定型的・補助的業務		円	円
	1	154,600	154,600
	2	155,700	155,700
	3	156,800	156,800
	4	157,900	157,900
	5	158,900	158,900
	6	160,300	160,300
	7	161,600	161,600
	8	162,900	162,900
	9		164,100
	10		165,600
	11		167,100
	12		168,700
	13		169,800
	14		171,200
	15		172,600
	16		174,000
	17		175,300
18		177,800	
(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1	167,100	198,500
	2	168,700	200,300

3	169,800	202,100
4	171,200	203,900
5	172,600	205,400
6	174,000	207,200
7	175,300	209,000
8	177,800	210,800
9	180,300	212,400
10	182,800	214,200
11	185,200	216,000
12	186,900	217,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第20条第4項及び第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 7 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

* * *

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第24号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100

32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100

68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100

105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 定形的業務	1級	定型的業務を行う職務で規則で定めるもの
(2) 一般事務職相当業務	1級	一般職職員が担う業務に相当する業務を行う職務で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
(3) 専門性を要求される業務	1級	専門的な知識・技能を要する業務を行う職務で規則で定めるもの
(4) 高度な専門性を要求される業務	2級	高度な知識・技能を要する業務を行う職務で規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

* * *

宮津市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第25号

宮津市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年条例第2号）第1条に規定する宮津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(宮津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の宮津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際に旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けたものであ

った者

- (3) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の処理業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の処理業務に従事していた者
- (4) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者
- (5) この条例の施行の際現に指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第20条において準用する場合を含む。）、第18条又は第19条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正並びに利用の停止又は消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第3号に掲げる者
- (3) 第1項第5号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
- （宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 第5条 宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「固定資産評価審査委員会」の次に「、財産区」を加え、同項第2号から第4号までを次のように改める。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項
- (3) 宮津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第25号）第4条の規定による諮問に関する事項
- (4) 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第27号）第45条及び第50条の規定による諮問に関する事項
- 第2条第1項第5号を削る。
- 第5条第1項に次のただし書を加える。
- ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
- 第6条第1項中「第2条第1項第1号又は第5号」を「第2条第1項第1号又は第2号」に改め、「及び個人情報保護条例第13条第1項に規定する行政文書」を削り、「以下同じ。」の次に「又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）」を、「提示された行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加える。

第9条中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加える。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第26号

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策（第9条—第16条）

第3章 雑則（第17条）

附則

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がり極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等（以下「資源循環の促進等」という。）に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例に

よるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行う全てのものをいう。
- (2) 観光関連事業者等 市内において、観光に関する事業を営むものをいう。
- (3) 再資源化 廃棄物等を部品又は原材料その他製品の一部として使用することができる状態にすることをいう。
- (4) プラスチック使用製品 プラスチックが使用されている製品（プラスチック製容器包装を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行わなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（観光旅行者等の責務）

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

- 2 市及び観光関連事業者等は、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（京都府・近隣市町等との連携）

第7条 市は、資源循環の促進等に関する施策の実施に当たっては、京都府、京都府北部地域連携都市圏の構成市町及び宮津与謝環境組合等と連携して取り組むものとする。

（基本指針）

第8条 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 資源循環の促進等に関する基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項

- 3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（基本的な施策）

第9条 市は、事業者、市民、関係団体及び観光旅行者等と連携し、廃棄物等の排出抑制、循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じることにより、資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

- 2 市は、廃棄物等の再資源化を行う事業者との連携を図り、適正かつ効率的な資源循環の促進等の

取組を推進するものとする。

(プラスチックの資源循環の促進等)

第10条 市は、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、再資源化及び再利用、使い捨てのプラスチック使用製品の代替素材への転換（以下「代替素材への転換」という。）等プラスチックの資源循環の取組を推進するものとする。

2 使い捨てのプラスチック使用製品を提供する事業者は、代替素材への転換、提供方法の工夫による使用抑制等の取組に努めるものとする。

(海洋プラスチックごみ対策の推進)

第11条 市は、海洋プラスチックごみ対策について、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進するものとする。

(資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等)

第12条 市は、資源循環の促進等について、自主的かつ積極的に行動する人材を育成するため、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進するものとする。

(市民等の自主的な活動を推進するための措置)

第13条 市は、事業者、市民又は関係団体が自主的に行う廃棄物等の発生抑制のための活動、循環資源の分別回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催し等の資源循環の促進等に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(体制の整備)

第14条 市は、事業者、市民及び関係団体等が連携し、資源循環の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(資源循環を促進する事業所の認定)

第15条 市は、資源循環の促進等に積極的に取り組む事業所を宮津市資源循環推進事業所（以下「認定事業所」という。）として認定することができる。

2 市は、認定事業所が行う資源循環の促進等の取組を市民に周知するものとする。

3 市は、認定事業所が行う資源循環の促進等の取組に対し、その取組を維持し、又はその取組に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、資源循環の促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

* * *

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第27号

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第18条—第30条）

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、宮津市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述

- 等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- （議会の責務）
- 第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 第2章 個人情報等の取扱い
（個人情報の保有の制限等）
- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報が第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」

という。)

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個

人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分に

つき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合

には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規

定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をする

ことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年条例第2号）第1条に規定する宮津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が

審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第20号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第21号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第27条の17」を「第27条の16」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 省令第27条の17の2及び第27条の17の3の規定による年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第119号

宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を次のように定める。

令和4年12月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定により、同規則第27条の16、第27条の17の2及び第27条の17の3の規定による高額療養費の支給申請に関する手続を省略すること（以下「申請の簡素化」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（申請の簡素化の申出等）

第2条 申請の簡素化を希望する世帯主は、あらかじめ、書面により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、申請の簡素化を承認するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の簡略化を承認しない。
 - (1) 国民健康保険税に滞納がある場合
 - (2) 不適切な振込先口座の場合
 - (3) その他市長が申請の簡素化が適当でないと認めた場合

(支給決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請の簡素化を承認した者が高額療養費の支給要件に該当した場合は、支給を決定し、その者に通知を行うものとする。

(申請の簡素化の中止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の簡素化を中止することができる。

- (1) 世帯主から申請の簡素化を取り止める旨の申出があった場合
- (2) 指定された金融機関の口座に高額療養費の振込ができなくなった場合
- (3) 国民健康保険税に滞納があった場合
- (4) その他市長が申請の簡素化を中止することが適当であると認めた場合

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年11月以後の診療に係る高額療養費について適用する。

公 告

宮津市公告第46号

令和4年度宮津市職員採用試験【後期試験】第3次試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和4年12月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

L 6 1 0 3

* * *

宮津市公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和4年12月13日付け宮農委第35号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年12月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年12月16日
至 令和5年1月11日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第48号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和4年12月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	25,800~50,700	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500~32,300	2	3DK
		10,200~20,100	1	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年12月26日（火）から令和5年3月20日（月）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第18号

令和4年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月20日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和4年12月22日（金）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第78号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月8日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 (1) 選挙の種類 令和4年6月19日執行宮津市長選挙
- (2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
4,302,200円
- (3) 報告書の要旨

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	5月13日から 6月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 文彦					

収入			支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	
自由民主党京都府支部連合会		100,000	選挙事務所費	174,200	
			集合会場費	8,700	
			通信費	84	
			交通費	5,040	
			印刷費	570,900	
			広告費	535,410	
			文具費	10,102	
			食糧費	252,998	
			休泊費	—	
その他の寄附		60,000	雑費	134,680	
その他の収入		3,012,960	今回計	2,367,114	
今回計		3,172,960	前回計	—	
前回計		—	総計	2,367,114	
総計		3,172,960			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	346,500円
	計	346,500円

報告書受理年月日	令和4年6月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	6月22日から 7月4日まで	第2回分
出納責任者氏名	松田 文彦					

収入			支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	
		—	選挙事務所費	—	
			集合会場費	—	
			通信費	—	
			交通費	108,160	
			印刷費	—	
			広告費	—	
			文具費	—	
			食糧費	—	
			休泊費	—	
その他の寄附		—	雑費	—	
その他の収入		—	今回計	108,160	
今回計		—	前回計	2,367,114	
前回計		3,172,960	総計	2,475,274	
総計		3,172,960			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	計	—円

報告書受理年月日	令和4年7月4日	第2回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	城崎 雅文	所属党派	無所属	期間	7月5日から 8月8日まで	第3回分
出納責任者氏名	松田 文彦					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				人件費	-	
				家屋費	-	
				選挙事務所費	-	
				集合会場費	-	
				通信費	34,964	
				交通費	-	
				印刷費	-	
				広告費	-	
				文具費	-	
				食糧費	-	
				休泊費	-	
その他の寄附				雑費	10,778	
その他の収入				今回計	45,742	
今回計				前回計	2,475,274	
前回計				総計	2,521,016	
総計						
				項目	金額	
支出のうち公費負担相当額					-	
				計	-	

報告書受理年月日 令和4年8月9日 第3回報告分

候補者氏名	長林 三代	所属党派	無所属	期間	5月18日から 6月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤原 節夫					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円				人件費	-	
				家屋費	19,000	
みんなでつくる宮津の会				選挙事務所費	19,000	
				集合会場費	-	
				通信費	30,651	
				交通費	-	
				印刷費	612,110	
				広告費	29,220	
				文具費	16,833	
				食糧費	82,728	
				休泊費	-	
その他の寄附				雑費	5,320	
その他の収入				今回計	795,862	
今回計				前回計	-	
前回計				総計	795,862	
総計						
				項目	金額	
支出のうち公費負担相当額				ポスターの作成	396,000円	
				計	396,000円	

報告書受理年月日	令和4年8月18日	第1回報告分
----------	-----------	--------

2(1) 選挙の種類 令和4年6月19日執行宮津市議会議員一般選挙

(2) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
2,731,100円

(3) 報告書の要旨

候補者氏名	幾世 恭典	所属党派	無所属	期間	5月26日から 6月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	幾世 宏志					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費		円
		—			33,000
その他の寄附	15件	33,000			—
その他の収入		60,000			—
今回計		93,000			—
前回計		—			—
総計		93,000			—
					401,350
					12,100
					956
					150
					—
					1,148
					448,704
					—
					448,704

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	397,500円
	計	397,500円

報告書受理年月日	令和4年6月29日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	宇都宮 綾	所属党派	日本共産党	期間	5月20日から 6月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	日下部 星男					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
日本共産党与謝地区委員会		150,000	家 屋 費	105,525
			選挙事務所費	105,525
			集合会場費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	468,500
			広 告 費	30,826
			文 具 費	3,055
			食 糧 費	44,303
その他の寄附	1 件	30,000	休 泊 費	—
その他の収入		80,000	雑 費	—
今 回 計		260,000	今 回 計	652,209
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		260,000	総 計	652,209

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	396,000円
	計	396,000円

報告書受理年月日	令和4年7月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	小 濃 孝之	所属党派	日本共産党	期間	5月27日から 7月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	福 井 康 喜					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
日本共産党与謝地区委員会		100,000	家 屋 費	158,000
			選挙事務所費	—
			集合会場費	—
			通 信 費	12,000
			交 通 費	—
			印 刷 費	422,000
			広 告 費	31,279
			文 具 費	1,377
			食 糧 費	97,952
			休 泊 費	—
			雑 費	16,948
その他の寄附		—	今 回 計	739,556
その他の収入		243,556	前 回 計	—
今 回 計		343,556	総 計	739,556
前 回 計		—		
総 計		343,556		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	396,000円
	計	396,000円

報告書受理年月日	令和4年7月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	河原 末彦	所属党派	無所属	期間	5月12日から 7月 1日まで	第1回分
出納責任者氏名	中西 八重子					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費
		円			
中西 洋一	無職	30,000	集合会場費		
社民党京都府連合		100,000	通信費	400	
社民党近畿ブロック協議会		50,000	交通費		
立憲民主党京都府総支部連合会		30,000	印刷費	223,100	
水口 一也	団体職員	60,000	広告費	106,500	
			文具費	10,501	
			食糧費	117,300	
その他の寄附	5件	42,000	休泊費		
その他の収入		286,570	雑費	22,840	
今回計		598,570	今回計	714,741	
前回計		—	前回計	—	
総計		598,570	総計	714,741	

支出のうち公費負担相当額	項目		金額
		ポスターの作成	116,250円
		計	116,250円

報告書受理年月日	令和4年8月3日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	久保 浩	所属党派	無所属	期間	5月17日から 6月 30日まで	第1回分
出納責任者氏名	久保 浩					

収入			支出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費
		円			
		—	集合会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費	536,500	
			広告費		
			文具費		
			食糧費	36,922	
その他の寄附	2件	20,000	休泊費		
その他の収入		1,000,000	雑費		
今回計		1,020,000	今回計	663,422	
前回計		—	前回計	—	
総計		1,020,000	総計	663,422	

支出のうち公費負担相当額	項目		金額
		ポスターの作成	324,000円

	計	324,000円
--	---	----------

報告書受理年月日 令和4年7月4日 第1回報告分

候補者氏名	坂根 栄六	所属党派	無所属	期間	4月21日から 6月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	坂根 俊裕					

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費	集 合 会 場 費
坂根 雅人	無 職	105,000	332,500	10,000	—
坂根 俊裕	会 社 員	25,000	—	—	—
その他の寄附		—	通 信 費	25,330	—
その他の収入		1,000,000	交 通 費	453,680	—
今 回 計		1,130,000	印 刷 費	103,155	—
前 回 計		—	広 告 費	1,284	—
総 計		1,130,000	文 具 費	79,787	—
			食 糧 費	131,600	—
			休 泊 費	6,618	—
			雑 費	1,143,954	—
			今 回 計	—	—
			前 回 計	1,143,954	—
			総 計	—	—

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	322,500円
	計	322,500円

報告書受理年月日 令和4年7月4日 第1回報告分

候補者氏名	徳本 良孝	所属党派	自由民主党	期間	5月14日から 7月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	亀井 泰成					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
自由民主党京都府支部連合会		50,000			
			集合会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		
その他の寄附		—			
その他の収入		1,350,000			
今回計		1,400,000			
前回計		—			
総計		1,400,000	総計		1,340,900

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	397,500円
	計	397,500円

報告書受理年月日 令和4年7月4日 第1回報告分

候補者氏名	長本 義浩	所属党派	無所属	期間	5月26日から 6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	長本 隆志					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
山本 智美	塾経営	20,000			
矢谷 加奈	旅館業	20,000			
松井 智子	飲食業	30,000			
古橋 信介	会社員	20,000			
			集合会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		
その他の寄附	10件	100,000			
その他の収入		1,000,000			
今回計		1,190,000			
前回計		—			
総計		1,190,000	総計		998,549

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	307,500円
	計	307,500円

報告書受理年月日 令和4年7月4日 第1回報告分

候補者氏名	星野和彦	所属党派	無所属	期間	5月30日から 6月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	中野朋世					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
		—	選挙事務所費		460,000
			集合会場費		—
			通信費		—
			交通費		—
			印刷費		601,200
			広告費		154,000
			文具費		5,109
			食糧費		97,791
その他の寄附		—	休泊費		—
その他の収入		1,500,000	雑費		8,022
今回計		1,500,000	今回計		1,326,122
前回計		—	前回計		—
総計		1,500,000	総計		1,326,122

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		ポスターの作成
	計	397,500円

報告書受理年月日	令和4年7月6日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	堀未季	所属党派	無所属	期間	5月20日から 6月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	堀智子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	円
		—	選挙事務所費		57,000
			集合会場費		57,000
			通信費		—
			交通費		—
			印刷費		447,000
			広告費		205,595
			文具費		9,616
			食糧費		63,436
その他の寄附	1件	8,900	休泊費		—
その他の収入		1,000,000	雑費		8,298
今回計		1,008,900	今回計		790,945
前回計		—	前回計		—
総計		1,008,900	総計		790,945

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		ポスターの作成
	計	397,500円

報告書受理年月日	令和4年7月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	松浦登美義	所属党派	公明党	期間	5月26日から 6月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	戸田千鶴					

収入			支出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費			
滝馬自治会		18,000				60,000
岡田 雄一	飲食業	42,000				60,000
公明党京都第5総支部		71,522				—
その他の寄附		—				—
その他の収入		511,000				—
今回計		642,522				404,140
前回計		—				272,318
総計		642,522				2,822
						89,305
						—
						20,422
						849,007
						—
						849,007

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		ポスターの作成
	計	234,300円

報告書受理年月日	令和4年7月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	松本隆	所属党派	公明党	期間	5月23日から 6月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	矢野昭佳					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
公明党京都第5総支部		42,368	家 屋 費	58,000
			選挙事務所費	58,000
			集合会場費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	417,780
			広 告 費	113,000
			文 具 費	—
			食 糧 費	80,546
			休 泊 費	—
その他の寄附		—	雑 費	50,907
その他の収入		476,000	今 回 計	720,233
今 回 計		518,368	前 回 計	—
前 回 計		—	総 計	720,233
総 計		518,368		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	229,350円
	計	229,350円

報告書受理年月日 令和4年6月30日 第1回報告分

候補者氏名	松 本 隆	所属党派	公明党	期間	6月21日から 7月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	矢野 昭佳					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
公明党京都第5総支部		7,680	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集合会場費	—
			通 信 費	6,080
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
			休 泊 費	—
その他の寄附		—	雑 費	1,600
その他の収入		—	今 回 計	7,680
今 回 計		7,680	前 回 計	720,233
前 回 計		518,368	総 計	727,913
総 計		526,048		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		— 円
	計	— 円

報告書受理年月日 令和4年7月15日 第2回報告分

候補者氏名	向山 禎彦	所属党派	無所属	期間	5月25日から 6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	向山 禎彦					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費		円
		—			255,000
					—
					—
					—
					—
					438,500
					49,500
					890
					73,649
その他の寄附	2件	10,000			—
その他の収入		1,000,000			14,844
今回計		1,010,000			832,383
前回計		—			—
総計		1,010,000			832,383

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		315,000円
	計	315,000円

報告書受理年月日	令和4年7月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	安田 裕美	所属党派	無所属	期間	6月11日から 6月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	安田 裕美					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費		円
		—			—
					93,100
					93,100
					—
					743
					—
					—
					37,253
					—
					65,880
その他の寄附		—			—
その他の収入		600,000			24,314
今回計		600,000			221,290
前回計		—			—
総計		600,000			221,290

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		—円
	計	—円

報告書受理年月日 令和4年7月7日 第1回報告分

候補者氏名	横川 秀哉	所属党派	無所属	期間	5月19日から 6月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	奥野 敦					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費
		—	集 合 会 場 費	—	—
			通 信 費	—	—
			交 通 費	—	—
			印 刷 費	408,500	—
			広 告 費	102,740	—
			文 具 費	—	—
			食 糧 費	148,518	—
その他の寄附	3件	20,000	休 泊 費	—	—
その他の収入		700,000	雑 費	10,868	—
今 回 計		720,000	今 回 計	886,876	—
前 回 計		—	前 回 計	—	—
総 計		720,000	総 計	886,876	—

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成
	計	397,500円

報告書受理年月日 令和4年6月29日 第1回報告分

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年12月6日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年12月13日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館(宮津市中央公民館)3階大会議室
- 3 議 題

- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第40号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第41号 農用地利用配分計画(利用権設定)の決定について